

健感発第0620001号
平成15年6月20日

各 検 疫 所 長 殿

結核感染症課長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、平成15年4月3日付健感発第0403002号通知等により対応しているところではありますが、今般、入国者に対し配布している健康カードを別紙のとおり変更することとしました。

各検疫所におかれましては、別紙「健康カード」を配布するようお願いいたします。

別紙

SARS伝播確認地域（最近の地域内伝播が疑われる地域）に滞在された入国者の方へ

WHOによりSARS伝播確認地域（最近の地域内伝播が疑われる地域）と指定された地域に在住、滞在された方は、入国後は次の注意に従って下さい。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1) 家族・友人を含め、人に会うのは最小限にして下さい。

また、濃厚な接触はさけて下さい。

(2) 外出時は（医師に受診する時を含め）マスクを着用して下さい。

(3) 下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談するか、かかりつけの医師に受診して下さい。その際は、感染地域からの帰国であることを告げ、予約をとって下さい。

・発熱

・せき

・呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人（特に症状が発生して以後）に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従って下さい。

厚生労働省